

## 地域金融機関における成年後見制度の取り組みの現況

多摩信用金庫 価値創造事業部  
個人支援グループ 赤川正和

## 《経緯》

後見人の財産保護を図るため、平成24年より大手信託銀行による後見制度支援信託の取り扱いが開始されている。他方、大手信託銀行の店舗は少ないうえ、都市部に偏在している等の理由により、被後見人の地元金融機関による同様の仕組みの導入が求められている。平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」においても、「不正事案の発生を未然に防止するため、金融関係団体や各金融機関において、後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策として、後見人が本人名義の預貯金口座を適切に管理・行使することができるような方策を、最高裁判所や法務省等と連携しつつ、積極的に検討することが期待される」とされている。

## 《現状》

成年後見制度の利用者数は累積的に増加してきている。そうした中で後見人等による不正行為も社会問題になってきた。これに対して、家庭裁判所では少なくとも年に1回の監督を実施し、一般的には、後見人から財産目録・預金通帳等の写しを提出してもらい、不正行為の有無を調査し、不正行為をうかがわせる情報に接した場合には、できる限り迅速に被害の拡大を防ぐための措置を講じることができるような事務処理態勢を構築しており、金融機関も出金停止措置をする等、取り組みに協力している。さらに、親族後見人等が高額の財産を管理する事案について、日常的な生活に使用しない財産を信託銀行等に預け、その引き出しには家庭裁判所の発行する指示書を必要とする「後見制度支援信託」の活用を促している。この仕組みを利用することによって、後見人は家庭裁判所への報告に当たっては、信託銀行等から送付される通知書を提出すれば足りるなど、後見人の財産管理の負担が軽減されるといったメリットがあることから利用者は急増している。こうした取り組みの効果は不正事例報告件数及び被害総額の減少という結果となって表れている。後見制度支援信託の利用は、不正防止という観点から有効であるものの、「全国の支店で取り扱ってないために何か相談したいときに不安である」「今まで取引のない金融機関と取引を始めることに抵抗感がある」といった声もある。この点については、成年後見制度利用促進委員会でも指摘されており、上記意見が出され、基本計画に盛り込まれることとなった。

## 《検討》

本人の預貯金を、大きな生活の変化等があった場合にのみ使用することが想定される大口預貯金と、日常的な生活に使用することが想定される小口預貯金に分けて管理し、大口

預貯金については不正防止のために取引に一定の制限をかける一方で、小口預貯金については、利便性を考慮して特段の制限を設けないことが基本。不正防止策としては、各手続において第三者のチェックを行うことが有効。

#### 《取り組み①後見制度支援預金》

成年後見制度利用者の財産保護を目的として、家庭裁判所では一定金額を超える預金残高を保有する場合に、成年後見制度支援信託制度の利用を促している。しかしながら、成年後見制度支援信託は信託銀行のみが取り扱える方策であり、当金庫では、これに類似する方策として、成年後見人等の預金からの不正引き出しを防止することを目的とした「後見制度支援預金」を平成 30 年 9 月より取り扱いを開始している。実績としては、平成 31 年 1 月末現在、24 口座、528 百万円。詳細について述べると、

- ・ 利用対象者は家庭裁判所が後見制度支援預金契約に係る「指示書」を交付した者を対象とし、成年後見人を相手として取引を行う。
- ・ 商品は専用の普通預金のみとし、通帳は総合口座での発行は禁止。
- ・ キャッシュカードの発行は不可であり、ATM の取り扱いは不可。
- ・ 定期性預金の取り扱いは行わない。
- ・ 取扱店は口座取引店の窓口とする。
- ・ 口座振替契約は不可であり、振込入金受取口座や振替指定口座設定の取り扱いも不可。
- ・ 口座開設・追加預入・定期送金・解約の各手続においても「指示書」の提出が必要である。「指示書」に不備がある場合や指示日から 3 週間を経過している場合は取り扱わない。
- ・ 「指示書」の記載内容と申込書の記入内容が「登記事項証明書」等と一致していることを確認し、事務者が成年後見人本人であることについても確認する。代理人が来店手続を行う際には委任状の提出を受け受任者本人についても確認する。
- ・ 終了は裁判所の判断または成年被後見人の死亡によるものとし、現金による支払は不可とする。

一部の金融機関で導入されている後見人による被後見人の預金の引出等の際に後見監督人による許可が必要な「後見監督人スキーム」は取り扱っていない。

#### 《取り組み②認知症保険》

お客さまの暮らしに関する様々なリスクへの備えとして、認知症になった場合、「家族に身体的・精神的負担をかけるのではないかと不安に感じている人が多くいることを背景とし、当金庫では平成 30 年 11 月より「認知症保険」の取り扱いを開始している。満 20 歳から満 80 歳を契約年齢範囲とし、認知症と初めて医師より診断確定されたときに保障されるほか、回復の可能性のある軽度認知障害（MCI）と初めて医師より診断されたときにも保障することで、早期発見が大切とされる認知症の予防をサポートする内容となっている。

#### 《取り組み③認知症サポーター養成講座》

平成 24 年より「認知症サポーター養成講座」を受講している。当時当金庫の営業店所在地の各市役所・地域包括支援センターにご協力を仰ぎ、全営業店に出張講座を開催いただき受講した。営業店にはキャラバンのシールを貼付している。翌平成 25 年より新入職員に受講させることにより、全職員受講を目指している。

#### 《地域との連携》

地域金融機関である当金庫としても、特殊詐欺や不正行為等から「お客さまの財産を守る」ために地域で問題を共有できる地域連携の「チーム」・「ネットワーク」を構築することは有効である。利便性に配慮しながら、不正を未然に防止する施策として金融機関における取り組みが挙げられているが、地域連携における役割はほかにもあるのではないかと考えている。例として店頭や外訪活動における権利擁護の必要な人の発見や迅速な連携、また提携している士業への紹介等が挙げられる。

前回の委員会において「成年後見制度よりも家族信託のほうが～」といった内容の NHK 番組のことが話題になったが、昨年以降、当金庫についてもお客さまから「家族信託」の取り扱いにかかる質問・要望が多く見られるようになった。その中で、成年後見制度についての不安の声も少なからずあった。中核機関と地域連携ネットワークの役割を武蔵野市民に周知し、安心して利用いただけることが必要である。

当金庫の経営理念は「お客さまのしあわせづくり」であり、地域のお客さまの課題解決に必要と考えられることについては地域と連携して積極的に取り組んでいきたい。